

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）の施行による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
第4条の6 ……略…… <u>（公園施設に関する制限）</u> 第4条の7 <u>政令第8条第1項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する条例で定める割合は、100分の50とする。</u>	第4条の6 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。